

市道（法定外道路）掘削の復旧に関する内規

令和 4 年 4 月 1 日(改訂)

都市建設部 維持管理課 管理登記担当

1. 市道を掘削する場合は事前に道路管理者の許可を受け、工事完了後は、管理者の指示通り原形に復旧する。

2. 埋め戻し方法

修正 CBR 20 以上の良質土、もしくは砕石で埋め戻すこと。

3. 仮復旧方法

埋め戻し完了後遅滞なく、「安曇野市 市道掘削跡復旧基準図」により路面の仮復旧を施工し、舗装本復旧までの期間凹凸のないよう維持するものとする。

4. 本復旧方法

舗装本復旧は、仮復旧より 3 ヶ月経過後 6 ヶ月以内に、「安曇野市 市道掘削跡復旧基準図」のとおり、速やかに施工するものとする。

5. 舗装構成

以下の舗装構成を基本とするが、幹線道路等路線により舗装構成が異なる場合がある為、事前に協議し管理者の指示に従う。

① 掘削する道路の舗装幅員 ≤ 4.0 m (4.0 m 以下の場合)

ア 表層	(仮復旧 密粒度アスコン 13F	t = 3 cm)
	本復旧 密粒度アスコン 13F	t = 4 cm
イ 上層	(仮復旧 粒調砕石 25 mm	t = 11 cm)
	本復旧 粒調砕石 25 mm	t = 10 cm
ウ 下層	(仮・本復旧共通) 砕石 40 mm 以下	t = 20 cm

② 掘削する道路の舗装幅員 > 4.0 m (4.0 m を超える場合)

ア 表層	(仮復旧 密粒度アスコン 13F	t = 3 cm)
	本復旧 密粒度アスコン 20F	t = 5 cm
イ 上層	(仮復旧 粒調砕石 25 mm	t = 12 cm)
	本復旧 粒調砕石 25 mm	t = 10 cm
ウ 下層	(仮・本復旧共通) 砕石 40 mm 以下	t = 20 cm

③ 歩道部の掘削

復旧方法については、その都度事前に協議すること。

④掘削する道路が砂利道の場合

基本は原形復旧とするが、掘削した部分は路盤工として厚さ10cmを確保すること。

6. 掘削制限

- (1) アスファルト舗装新設（打替え）後5年未満の道路の掘削は、原則として許可しない。コンクリート舗装は7年、歩道については3年とする。
- (2) (1) に該当する道路を掘削する場合は、道路管理者と協議する。
- (3) (1) の道路を掘削した場合、掘削幅より前後3mずつの延長を影響幅とし復旧を行う。

7. 公共事業（上下水道事業等）に関する復旧方法については、別途協議するものとする。

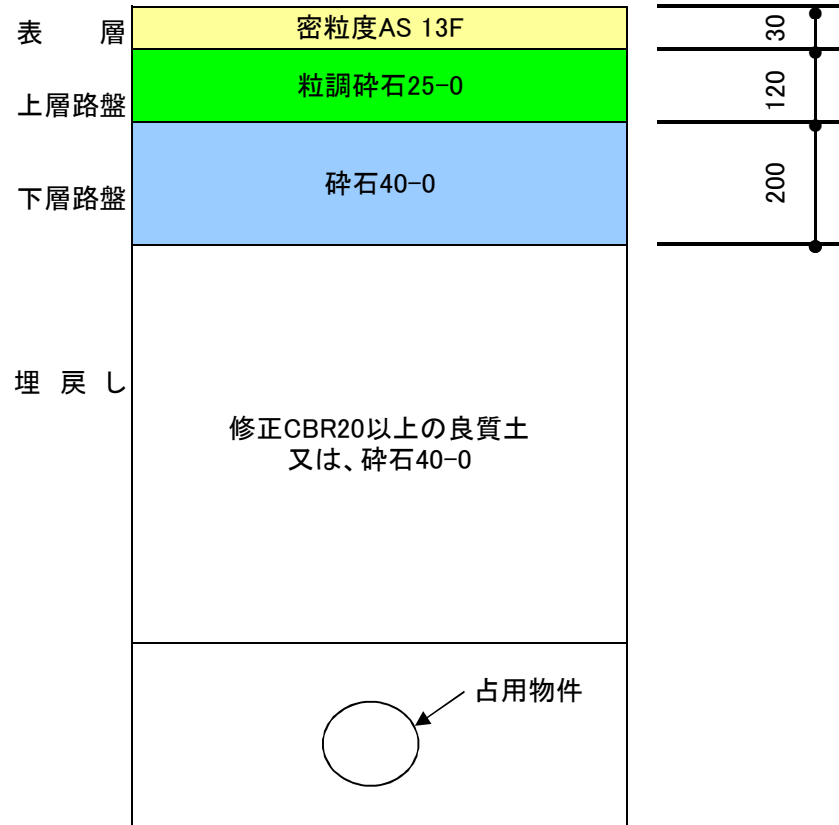
8. アスファルト合材（表層）及びクラッシャーラン（下層路盤、埋戻し砕石）については、再生材の使用を可能とする。

9. 掘削箇所に図根点がある場合は、道路管理者と協議すること。

10. 瑕疵担保責任の存続期間は、完了届受理の日から2年以内とする。ただし、申請者（施工業者）の故意又は重大な過失により生じた瑕疵については10年とする。

「安曇野市 市道掘削跡復旧基準図」

仮復旧断面図 (舗装幅員4mを超える道路)



本復旧断面図 (舗装幅員4mを超える道路)

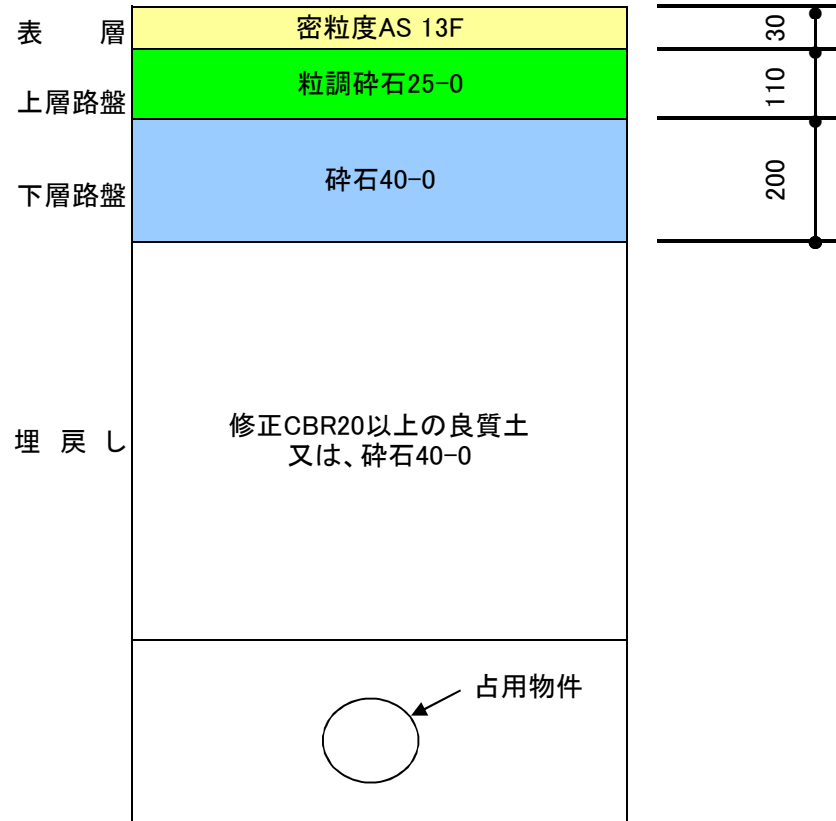


要約

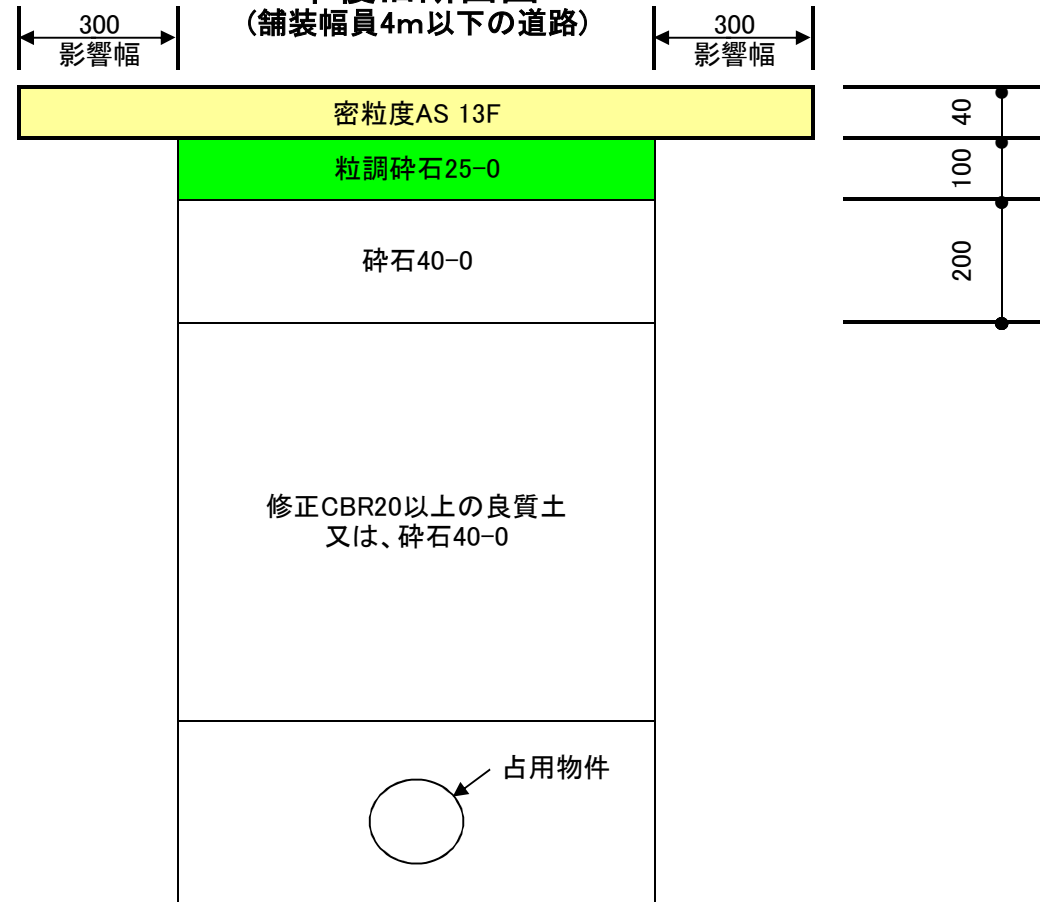
1. 市道を掘削する場合は事前に道路管理者の許可を受け、工事完了後は管理者の指示通り原形に復旧する。
2. 舗装新設、舗装打替え後**5年間**は掘削を原則として許可しない。
3. 要約2に該当する道路を掘削する場合は、道路管理者と協議する。**5年未満**のアスファルト舗装道路を掘削した場合、掘削幅より**前後3mずつ**の延長を影響幅とし全面復旧を行う。
4. 工事における舗装復旧は工事完了後、掘削箇所を仮復旧し3ヶ月の自然転圧期間をおいた後、本復旧を行うこと。(仮復旧幅+前後30cm、平坦性±5mm以内)
5. 路線により舗装構成が異なる場合がある為、事前に協議し管理者の指示に従う。
6. 現況にある区画線が掘削によって消えた場合は、仮復旧においても原形復旧を行う。

「安曇野市 市道掘削跡復旧基準図」

仮復旧断面図
(舗装幅員4m以下の道路)



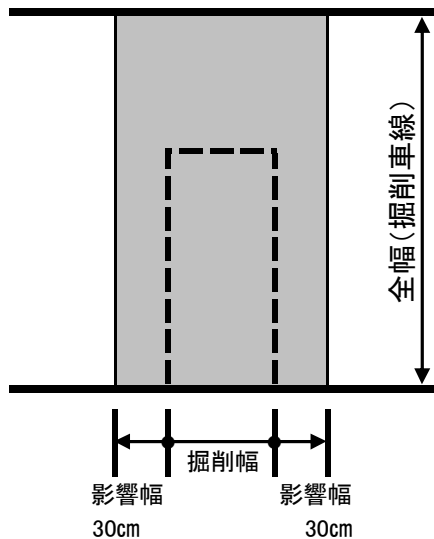
本復旧断面図
(舗装幅員4m以下の道路)



要約

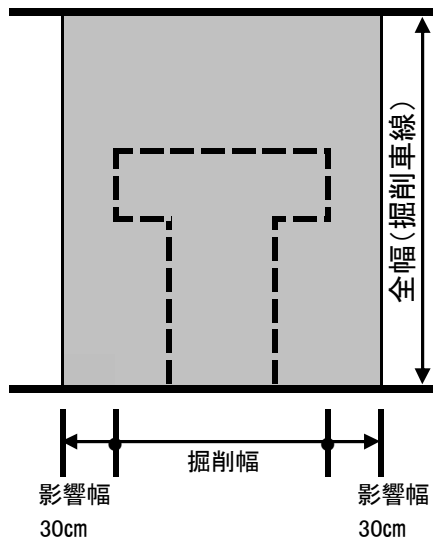
1. 市道を掘削する場合は事前に道路管理者の許可を受け、工事完了後は管理者の指示通り原形に復旧する。
2. 舗装新設、舗装打替え後**5年間**は掘削を原則として許可しない。
3. 要約2に該当する道路を掘削する場合は、道路管理者と協議する。**5年未満**のアスファルト舗装道路を掘削した場合、掘削幅より**前後3m**ずつの延長を影響幅とし全面復旧を行う。
4. 工事における舗装復旧は工事完了後、掘削箇所を仮復旧し3ヶ月の自然転圧期間をおいた後、本復旧を行うこと。(仮復旧幅+前後30cm、平坦性±5mm以内)
5. 路線により舗装構成が異なる場合がある為、事前に協議し管理者の指示に従う。
6. 現況にある区画線が掘削によって消えた場合は、仮復旧においても原形復旧を行う。

① 横断掘削 1

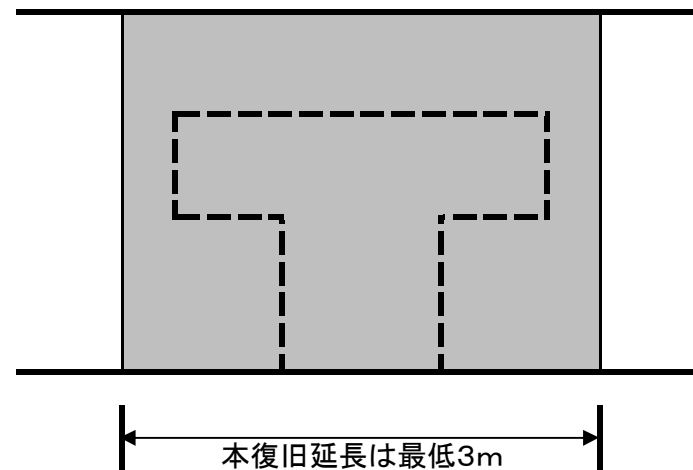


※道路管理者と協議する。二車線道路で掘削延長が一方の車線の場合は、掘削した車線の全幅で復旧する。

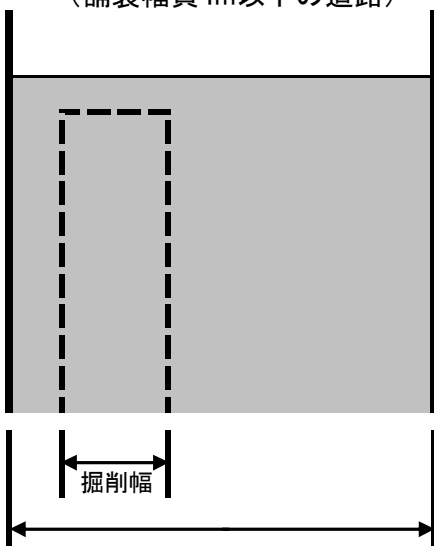
② 横断掘削 2



※特に交通量が多い市道を掘削した場合の本復旧方法
(安曇野市幹線道路及び、車両の通行が多い市道)

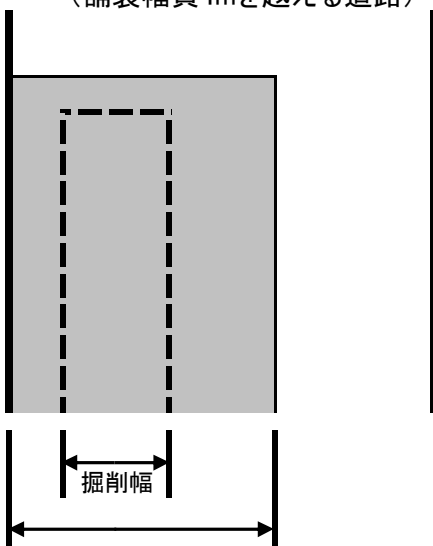


③ 縦断掘削 1
(舗装幅員4m以下の道路)



※道路管理者と協議する。

④ 縦断掘削 2
(舗装幅員4mを越える道路)



※道路管理者と協議する。

(指定路線)

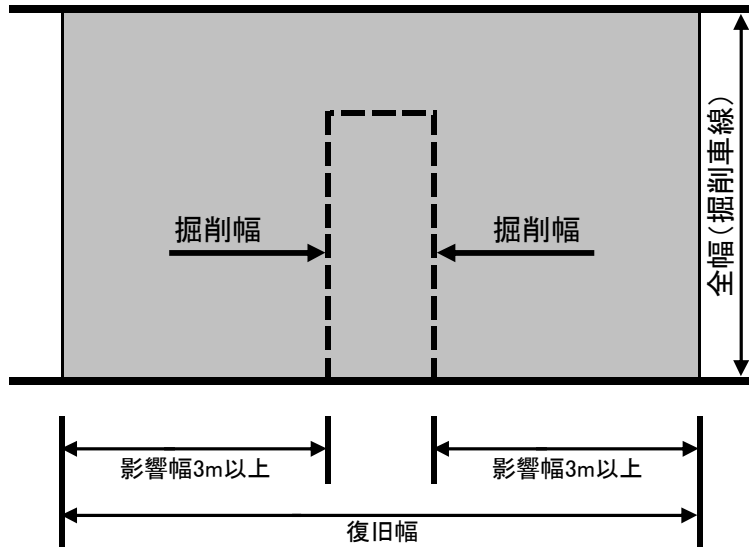
- ・市道豊科1級23号線
 - ・市道豊科1級30号線
 - ・市道穂高1級20号線
 - ・市道穂高1級9号線
 - ・市道堀金1級3号線
 - ・市道三郷1級4号線
 - ・市道三郷1級9号線
- 南穂高中央線、
安曇野わさび街道 (全線)
- 広域農道 (全線)

※復旧範囲等については、道路管理者と協議する。

 : 復旧箇所

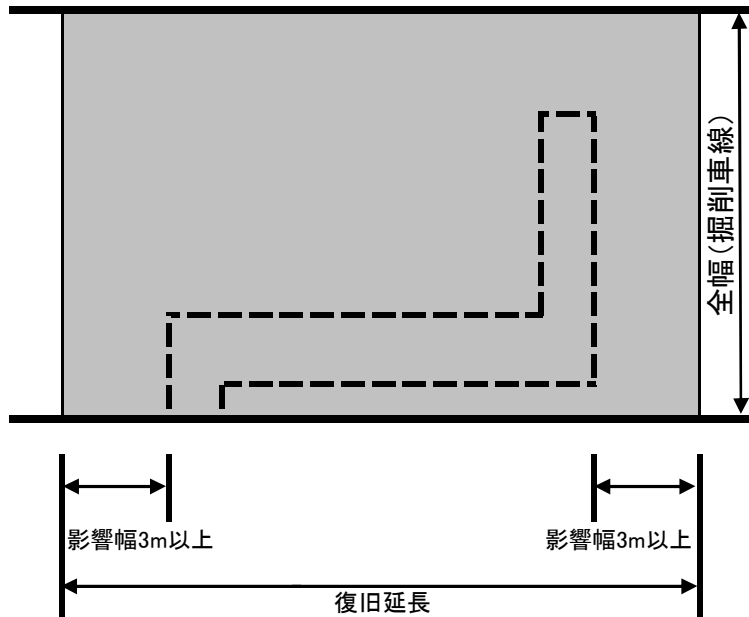
竣工後5年未満等の新設舗装道路を掘削した場合の本復旧方法

① 横断掘削



※道路管理者と協議の上、掘削幅より3m以上を影響幅とし全面復旧をする。

② 縦断掘削



※道路管理者と協議の上、掘削方法、道路幅員に関係なく影響幅を含めた距離を全面復旧する。